提 供 日　2026/11/9
タイトル　無許可で盛土を行った者に対する
　　措置命令の発出
担　　当　くらし・環境部環境局盛土対策課
連 絡 先　盛土監視機動班
　　TEL　054－221－3664

Well-Being
幸福度日本一の静岡県

## １　要　旨

富士市柏原において宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第 12 条第 1 項の許可を得ずに盛土を行った者に対し、本日、措置命令を発出した。なお、盛土規制法に基づく措置命令は県内初である。

## ２　造成された盛土の概要

面積：約 8,500 平方メートル
高さ：約 3.8 メートル
土量：約 21,000 立方メートル

## ３　措置命令の概要

| 区　分 | 内　容 |
|---|---|
| 被命令者 | 住　所　富士市境51番地の25<br>氏　名　髙橋　雄一（屋号：丸雄工業） |
| 命令日 | 令和８年11月９日 |
| 命令の内容 | （１）富士市柏原に造成した盛土について、令和９年12月15日までに盛土規制法に抵触しない規模まで土石を撤去して是正すること。<br>（２）本命令を受けた日以降、違反地に土石の搬入は一切しないこと。<br>（３）（１）の実施に当たって、あらかじめ具体的な工事内容、工程を記載した計画書（施工図面を含む。）を作成し、静岡県知事に提出し承認を受けること。 |
| 根拠条文 | 盛土規制法第20条第２項 |

# 位 置 図


浮島ヶ原自然公園
河川：沼川
違反現場
植田グラウンド
国道１号
中里西信号交差点
国道１号
沼津バイパス
JR 東田子の浦駅
100 m
1:3,871